

○議長（菊地恵一君） 二十二番高橋宗也君。

〔二十二番 高橋宗也君登壇〕

○二十二番（高橋宗也君） おはようございます。まさにブラボーな朝を迎えました。カタールの地でサッカー日本代表がドイツに続きスペインも撃破し、日本中に感動と元氣、そして笑顔が届きました。一般質問も頑張ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

二〇二二年、今年も早いもので師走を迎えました。新型コロナウイルス感染症の波は第六波、七波、八波と続き、七月には豪雨災害が発生、更に、世界的なインフレやウクライナ紛争などに伴う物価高騰、夏の熱波など激動の一年となりました。厳しい状況の中ではありますが、現在の苦境を乗り切る対応をしっかりと手当てしつつ、長期的な視点で政策を実行し、持続して発展する宮城を築いていく責任が我々にはあります。政治は困っている方のためであります。また、未来に向けた希望の光をしっかりとともしていくためにあります。私は、広く県民の皆様の意見を聴き、信頼を得ながら、光の当たらないところに光を当てていくことが政治の原点だと考えます。未来に向けた政策を県民の皆様を示し、確実に実現していくため、今後の県政発展に向けた各政策について、以下、横断的に県の姿勢をお伺いいたします。

まず、女川原子力発電所の緊急防護措置を準備する区域、通称UPZ区域における防災対策の強化策について伺います。

地域防災計画原子力災害対策編は、災害対策基本法に基づき各自治体が作成する計画です。東日本大震災の以前には、原子力発電所から半径約八から十キロメートルとされていましたが、東京電力福島第一原子力発電所事故では、この範囲を超えて避難が必要になり、IAEA国際原子力機関による国際基準も参考にし、原子力規制委員会が策定した原子力災害対策指針によって、おおむね半径三十キロメートルに拡大されました。これに伴い、原子力災害対策に係る地域防災計画や避難計画は、おおむね三十キロメートルの範囲に拡大して策定され、原子力防災訓練の実施や資材の配備等が進められていることは、御案内のとおりであります。一方で、我が県の場合、新たに拡大された東松島市、登米市、南三陸町、涌谷町、美里町の五市町におけるUPZ区域では、関連する防災対策を進める上で必要な財源や人員等の支援手当が一切ないことが、大きな課題と

なっております。宮城県には、内閣府から原子力発電施設等緊急安全対策交付金として約六千八百万円が交付され、原子力防災訓練時の費用や人件費などに充てておりますが、基礎自治体では、計画策定の人件費から訓練費用に至る経費などのほぼ全てを一般財源で賄っています。原子力防災体制の見直しにより、地方自治体が実施する防災体制の範囲が大きく広がっている状況を踏まえ、基礎自治体の意見をしっかりと聴きつつ、財源、人員等を含めた適切な支援を行い、また、国や関係機関と交渉することが求められています。なお、この件については、原子力発電所の立地道県で設立された原子力発電関係団体協議会として要請はしておりますが、県による明確なUPZ区域支援の政府要望はありません。県としても責任ある対応が必要な分野です。また、知事会などでも連携した対応が必要と思われませんが、本件に関する所感と今後の方針を伺います。

次に、電源三法の諸制度について伺います。

国は、昭和四十九年度、発電用施設の設置及び運転の円滑化を図るため、電源開発促進税法、特別会計に関する法律、発電用施設周辺地域整備法の三つの法律に基づき交付される電源三法交付金制度を創設しました。この交付金により、発電所を受け入れる立地地域の社会基盤整備や産業支援等の各種施策を進めています。実に約半世紀も前の法律が、ほぼそのままの形で継続され、交付金の運用も同様に行われていますが、しかし、前述のように、災害対策基本法は既に東日本大震災などの経験を踏まえて大幅に改正され、法に基づく地域防災計画の改定対応は、UPZ区域に拡大して義務づけられています。当然のことながら、自治体だけでなく拡大された区域の住民や企業も、以前にも増してPAZ区域に近い対応が必要になっていきます。知事はこの状況をどのようにお考えでしょうか。

私は、電源三法交付金の対象地域はUPZ区域に拡大し、現況に対応した形に改善すること、更に、不整合、不平等は改正することが急務だと考えています。なお、当然のことながら改正に当たっては、現在の女川町、石巻市に対する交付水準はしっかりと維持して、また、財源を確保し、現在交付を受けている自治体の財政には影響がないよう措置することが前提条件となりますので、念のため申し添えます。今後の方針、政策について伺います。

関連して、原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業、通称F補助金と言われる

支援制度について伺います。

本制度は、原子力発電施設等の所在市町村、隣接市町村等の区域の全部または一部地域において、雇用の増加を生む事業所の新規立地や設備の増設を行った企業等に対し、企業が支払った電気料金の実績に基づき、おおむね八年間にわたって補助金を交付する制度です。この制度の適用区域についても、現状では東日本大震災後に拡大されたUPZ区域は含まれておりません。企業立地支援を通じて、周辺地域における自立的、持続的な発展を支援する制度ということで、少なくともUPZ区域市町も含んだ形になるよう宮城県として拡大について強力に政策を推進し、政府要請を含めた調整を深めていくことが必要と確信しております。御見解と今後の方針を伺います。

次に、核燃料税について伺います。

今議会においては、女川原子力発電所に係る核燃料税を引き上げる議案が上程されています。税率は現行の一五%相当から一七%相当に引き上げ、内容としては、核燃料税には原子炉の熱出力に依じて課税する出力割と、原子炉への燃料挿入時に課税する価額割がありますが、出力割を現行の三%相当から八・五%相当に引き上げる一方、価額割を十二%から八・五%に引き下げるとされています。変更内容について、出力割と価額割を合わせた一七%相当は、原発が立地するほかの多くの道県と同水準でございますが、今回の引上げの主な理由とその内容について伺います。

また、再稼働前の現況の税収は年間約一億八千万円ですが、今後は五億六千万円程度に増える見込みとされており、増加する見込みの財源の使途について、方針を伺います。

大綱の二点目、一次産業における環境の激変、特に地球温暖化への対応について伺います。

現在の宮城米の主力品種の一つ、ひとめぼれは、コシヒカリと初星を両親として、今を去ること三十一年前、一九九一年に古川農業試験場にて誕生いたしました。ひとめぼれは、冷害にとても強く、味と香りが良く、粘りの強い大変おいしいお米です。文字どおり、そのおいしさにひとめぼれしてしまうことが、その名の由来とされ、我が県だけでなく、お米の中でコシヒカリの次に作付量及び流通量が多い品種で、市場においても人気があります。一方で、県産のひとめぼれは、残念ながら令和三年産も特Aランク

を獲得することができず、農家、農業法人からの声では、食味は非常に良いが、一方で、近年は高温障害から白濁や胴割れなどが発生する割合が高くなっているという指摘があります。三十年以上前に開発された冷害対応品種ということもあり、現場からは次なる主力品種、近年の高温障害と産地間競争に対応できる品種が切望されています。米どころである我が県の主力品種が特Aランクを獲得できないという残念な状況は、私を含め我々議会としても共通の課題として、多数の議員が共有する切実な問題です。これまでの確認事項で、ひとめぼれが業務用を中心として流通してきたため、近年の米余りから価格低下に陥ったことなどは承知しております。また、市場でも、ひとめぼれはおいしいお米、洋食にも和食にも合うお米として高評価であることは疑いありませんが、継続的な販売促進等のPRも含め、農業の立場からすると、現在の温暖化に対応した新たな品種を切望する声が多数寄せられております。例えば、つや姫は、消費者向けに流通することを目的にし、打倒、魚沼産コシヒカリを掲げ、ブランディングには山形県が予算を集中投下しています。ほかの品種に比べて生産量も少ない山形県産つや姫を、都市部で積極的に宣伝し、在庫なく売り切れるような戦略的な対応によって、価格を維持していると推察いたします。環境に対応し、そして農家に希望が持てるような米政策の立案と戦略計画、そして品種開発が急務と考えます。本件に関する見解と今後の方針を伺います。

次に、同じく環境変化に伴う農業の課題として、主に土地改良区等が管理する農業水利施設の燃油、電気代等の著しい高騰について伺います。

雨量の増加に伴う排水量のアップと、特に今年の電気料金の高騰は、地域の各土地改良区にとって死活問題です。今議会において、土地改良区原油高騰対策費として二億一千六百萬円が計上され、まさに緊急的な対応をいただいていることには評価しつつ、今後も続く電気料金の値上げ見直しには大きな危機感を持っています。つい先週も、全国の電力会社が約三割以上の大幅値上げを国に申請したところです。価格の増高分については、農家負担への転嫁が難しい土地改良事業の仕組みは御案内のとおりでありますので、長期的、計画的な対応が必要と思慮いたします。我が県では、平成二十八年に「みやぎの農業用水利施設を活用した小水力等発電施設整備の実施方針」を立て、農業施設の小水力発電や太陽光発電に着手し、それぞれの先行モデル数か所は完成し効

果を上げていますが、あまりに数は少なく、更に加速して推進する仕組みが必要です。そもそのことですが、電気料金については、今回のような世界的な物価高騰に伴う状況だけでなく、FIT制度によって再生可能エネルギーが増えれば、更に電気料金は高くなっていくことが市場の仕組みです。水利権等の課題解決を進めつつ、小水力発電を進める一方で、まずは農業施設、例えばポンプ場の屋根や水路のり面などを活用した太陽光発電の導入を加速していくべきです。合意形成や森林開発、危険地への設置など、課題のある発電施設よりも、規模は小さくても送電ロスが少なく、遊休地、遊休施設が活用できる構造物の屋根などの発電活用を基本に帰って推進していくことが有効だと考えます。今年度からは、FIT制度に加え、市場連動型となるFIP、フィード・イン・プレミアム制度の導入が決定しています。徐々にFIP制度への移行が見込まれる中、最近ではPPA、電力購入契約制度が注目されています。この仕組みは、発電システムを所有している事業者と電気を利用する顧客との間で締結される販売契約で、具体的には、太陽光発電施設を工場や利用者住居の屋根などに無償で設置し、発電した電力のうち、使った分を利用者が買い取る契約形態を指します。発電施設を所有しているのは、システムを提供する事業者となりますので、電気を利用する顧客は、設備設置に係る初期費用やメンテナンス費用を支払う必要はありません。現時点では制度の理解が進んでおらず、契約形態にも複数のパターンがあることから、専門外、この場合は土地改良区等を指しますが、必ずしも情報は行き届いていない状況にあります。電気料金、原油高騰によって、経営の持続性に危機が生じている土地改良区が多数に上っています。PPA等新たな仕組みを活用した発電施設の普及促進に係る当局の見解と、今後の方針を伺います。

次に、日本三景松島湾など浅海地域における養殖事業の持続的な発展について伺います。

まず、カキ養殖についてですが、宮城県の名物、特産となっている松島湾のカキ養殖は約三百年前から始まったとされ、大正十五年から現在の簡易垂下式養殖の普及によりカキの生育が良くなり、生産量の増大につながり、宮城を代表する一大産地となりました。東日本大震災により、東松島市、松島町、塩竈市等、松島湾内のカキ養殖施設は壊滅的な被害を受けましたが、カキ事業者の血のにじむような努力と復興事業支援等に

より、漁業者数は減少したものの、生産量の回復と復興に向けた歩みを進めてきたところです。一方、東日本大震災によって、松島湾内における海洋環境は総合的に悪化し、海底に泥がたまり、アマモ等の海藻も著しく減少し、近年の海水温の急激な上昇や低酸素化が進み、カキの死滅が発生するなど、海洋環境は著しく悪化しています。昨年从今年にかけては生産量が大幅に減少し、松島牡蠣は、地域によっては生産が三分の一に激減している状況にあることを御存じでしょうか。改めて申し上げるまでもなく、東松島市、松島町、塩竈市に広がる松島湾では、カキをはじめ、ワカメ種苗の育成や養殖、そしてノリの種場や育苗場として、宮城県の水産業になくてはならない重要な役割を果たしております。その松島湾において、今まで経験したことがないような環境の変化が現れていることを御理解いただき、地域の水産業を守るべく、宝の海である松島湾の再生に県当局の迅速な対応を願うものです。この件は、県漁協を通じ、私たちの会派の水産漁港議連にも対応を切に願う要望が寄せられています。松島湾沿岸の漁業者が切望している内容について、以下伺います。

まず、アマモやアカモク等の海藻類増殖事業の実施です。

松島湾では、大震災以前、アマモやアカモク等の海藻が多く繁茂し、魚やエビ、貝類などの稚魚、養魚のゆりかごとして、また、海水の浄化等、生物多様性と資源再生の根底を支える場として機能してまいりました。震災後、一時的な回復が見られたものの、今は以前の姿からは程遠く、海藻類は減少の一途をたどっています。また、海藻藻場によるCO<sub>2</sub>の吸収、貯留を進めるブルーカーボンについては、世界的に気候変動枠組条約への反映を目指すこととされ、国は産・官・学による藻場、干潟の造成、再生、保全の一層の取組を推進するとしています。ブルーカーボンは、沿岸域での生物多様性の回復にも寄与することは間違いなく、実際に今年度、北海道では藻場、干潟の整備や保全により、環境と調和した水産業の構築を目指して、新たなCO<sub>2</sub>の吸収源として期待されるブルーカーボンに関する取組を推進するため、北海道ブルーカーボン推進協議会が設立されています。我が県の公開資料によりますと、平成二十七年時点の本県沿岸域の岩礁性藻場面積は約二千ヘクタールありましたが、令和元年度には約九百ヘクタールまで減少していることが確認されたとしています。県当局による藻場ビジョンでは、藻場造成の支援は北部・中部海域に限定され、海藻が生育するアミノ酸混和コンクリートの活

用なども含め、藻場造成については、松島湾地域は全く手つかずに近い状況です。漁業の持続性とブルーカーボン、生物多様性等、幾重にも効果のある松島湾沿岸域の藻場造成は、水産部門と環境部門が連携して早急な対応をしていく分野だと考えます。松島湾は水深が浅く、海水温上昇の影響を最も受ける海域です。今後の方針と対応について伺います。

次に、湾内の航路確保と漁場のしゅんせつ等について伺います。

平成のはじめ、県事業による松島湾リフレッシュ事業によって、湾内の水路、航路の確保や一部ヘドロ等のクリーンアップが図られてから、かなりの年数が経過いたしました。漁業者による海洋ごみ拾いなど様々な取組を行い、松島湾の水質改善に努めてまいりましたが、堆積物の影響で潮の流れが変化し、湾内によんだ水が停滞するようになったという指摘が、現場の漁業者から寄せられています。湾内には、外洋水がほとんど流入しない状況になり、一部では船舶の航行にも支障を来している状況があります。海洋しゅんせつの実行までには調査等の事前の準備が必要だということは、多くの漁業者が理解していますが、まずは綿密な調査に着手しないと事が進まないことも事実です。本件についての所感と、今後の方針を伺います。

この件について最後に、漁業振興における本県漁業者のための事業継続支援策について伺います。

漁業者は、近年の水揚げ減少と燃料高騰、資材価格上昇などによる経営悪化に大きな痛手を受けています。特に、数年にわたって連続する水揚げの減少は、経営の継続が困難になっている漁業者が発生しており、利子補給制度の拡充や、特に深刻な漁業者からは、無利子融資制度も含めた新たな仕組みを切望する声が届いています。当局の今後の方針について伺います。

大綱の三点目、自治体職員の人材育成とリフレッシュの方針について伺います。

県庁の最大の財産の一つは、職員の皆様、人材であると考えています。人材こそが最大の財産であり資源です。それぞれの能力や個性を最大限発揮していくことにより、県庁は組織としての力を高め、ひいては県民の皆様へのサービス向上につながっていきます。あの東日本大震災の対応、その後の復旧事業、また重ねての災害の頻発、更には新型コロナウイルスパンデミックから豚熱の発生による不眠不休の処理、鳥インフルエンザの緊

急対応など、日常対応とは異なる事態が近年数多く発生しています。また、一方では、職員の残念なミスや事件・事故等も発生しています。アクシデントは避けなければなりませんし、インシデントとなれば更に事態は深刻です。改めて職員の健康の維持と精神的な安定、そして職員の能力や個性の発揮につながるような環境の整備が必要と考えます。県庁は、いつも不夜城のように夜遅くまで明かりがともっています。労働時間が長い、休暇を取得しづらいといった習慣が根づいている我が国だからこそ、休み方の改革は目を向けるべき課題の一つと言えます。業務改革、生産性向上のかぎは連続休暇であると厚生労働省も指摘しているとおり、公務員、民間も含めて有給休暇の取得率は半分以上という世界でも最も低い数値となっている今の状況は誠に深刻です。長時間労働は、健康リスクにも影響を与えかねません。そうした中で、宮城県庁には、法定の休日・休暇だけでなく、特別休暇の制度があります。新たな通称孫休暇の制度についても、私としては賛成したいと思っておりますが、孫休暇のような新たな仕組みを都道府県で最初に導入しようとしている知事ですから、まだ孫がいない若手や中堅職員の対応についても、最適な解決策を期待しています。

今回、私からは、リフレッシュ休暇の拡大について提言いたします。現在、出産・忌引き・結婚・ボランティア休暇などの特別休暇がある中で、現況においても通称リフレッシュ休暇制度があります。内容は満四十歳、五十歳に達した職員に連続三日以内の休暇取得ができるという制度で、人事委員会が定める職員が、心身の活力を高め、職務への意欲の喚起を図る場合に取得できるとされています。近年、他県や民間企業では、本来の意味でのリフレッシュにつながるよう一週間程度以上の休暇制度が多くなっています。本来の目的が達成されるようしっかりと休養を取ったり、視察や自己研さんができたりする制度、また、海外も含めたロングステイや現場体験、研修視察等も可能にする文字どおりのリフレッシュ休暇制度に改善すべきです。現況の三日間では、リフレッシュにつながるかどうか甚だ疑問であります。長期休暇は、休養、体験、研修、視野の広がり、意欲の向上など多くのメリットがあります。また、人生の節目となる十歳刻みということであれば、現況の四十歳、五十歳に加え、三十歳と六十歳を追加すべきです。加えて、定年延長になる六十歳は、年休の集中取得などと合わせて一か月程度は取得できるような制度や運用の改善が必要ではないでしょうか。当局の現状の運用状況と、改



善方針を伺います。

最後に、休暇制度に係る民間や市町村への情報提供と推進方策について伺います。

長期休暇制度の改善方針を県が文字どおり率先垂範することで、民間企業や市町村への波及効果が大きいに期待できます。国の調査によると、このようなりフレッシュ休暇制度は、都道府県や政令指定都市等では約七割の自治体で採用されていますが、市町村では約三割程度、民間企業では大企業で制度化されているところが多いとされておりま。市町村への情報提供や人事管理研修等の状況、そして民間企業の休暇取得の推進についてはどのような対応がなされ、今後どのように進めていくのか、方針を伺います。

以上で、壇上からの質問を終わります。

御清聴ありがとうございます。

○議長（菊地恵一君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 高橋宗也議員の一般質問にお答えいたします。大綱三点ございました。

まず、大綱一点目、UPZ区域の防災対策強化についての御質問にお答えいたします。

初めに、区域内の五つの市町に財源や人員等の手当てがないことに関する所感と、今後の対応についてのお尋ねにお答えいたします。

UPZ区域内の市町において、避難計画等の作成や関連業務などに要する経費負担が生じていることにつきましては、財政措置が必要であると認識しております。このため、県では国の原子力発電施設等緊急時安全対策交付金を活用し、原子力防災研修への市町職員の派遣や、個人線量計、防護服など資機材の整備を支援しております。また、今年度は、住民避難に係る講習会の開催やリーフレットの作成など、市町における広報等に活用できる原子力防災対策普及補助金を創設いたしました。国に対しましては、これまで、原子力発電関係団体協議会や全国知事会を通じ、要望してきたところでありますが、UPZ区域を含め、原子力防災対策には十分な財政措置が必要でありますことから、県といたしましても、政府要望もしてまいりたいと考えております。

次に、電源三法交付金の対象地域拡大についての御質問にお答えいたします。

電源三法交付金は、発電用施設の設置と運転の円滑化に資することを目的としており、その対象地域につきましては、国の交付規則において定められております。このため、我が県を含む原発の立地道県で構成する原子力発電関係団体協議会、いわゆる原発協では、UPZ区域を含む原子力災害対策重点区域についても対象地域とするよう、国に対して要請しているところであります。県といたしましては、対象地域の拡大は原発立地道県に共通する課題であることから、今後とも原発協を通じ、支援の充実を国に対して求めてまいりたいと考えております。

次に、核燃料税の引上げについての御質問にお答えいたします。

我が県では、東北電力女川原子力発電所の立地に伴い必要となる原子力安全対策、環境安全対策等の各種事業の実施に当たって、従来の核燃料税の収入では賄えない財政需要があることから、他道県との均衡にも配慮しつつ、税率を引き上げることといたしました。具体的には、発電用原子炉に挿入された核燃料の価額を課税標準とする価額割の税率を、現行一二％から八・五％とする一方、発電用原子炉の熱出力を課税標準とする出力割の税率につきましては、現行三％相当の一千キロワットにつき七千円から、運転中については八・五％相当の二万二千三百円として、計一七％相当とするほか、廃止措置中につきましても一万一千五百円に引き上げることとしております。また、次期課税期間における主な用途としては、環境放射線監視センターの管理運営費、周辺地域の道路整備費などに活用することとしております。なお、次期課税期間に見込まれる財政需要の規模といたしましては、約二百五十六億円に上ると見込んでおります。インフラ整備が多いということになっております。

次に、大綱二点目、環境激変に伴う農業と水産業の課題解決についての御質問にお答えいたします。

初めに、農業水利施設におけるPPA等の新たな仕組みを活用した、太陽光発電施設の普及促進についてのお尋ねにお答えいたします。

燃油価格及び電気料金等の高騰は、用排水機場など多くの農業水利施設を管理する土地改良区の運営に大きな影響を及ぼしているものと認識しております。県では、これまでも土地改良区の運営を支援するため、土地改良事業の一環として、小水力発電施設やメガソーラーの導入を進めてまいりましたが、燃油価格や電気料金の高騰を受け、今

年度新たに、土地改良区の事務所への太陽光発電施設導入等に対し、助成を行うことといたしました。更に、農業用ため池の水面等の未利用地を有効に活用するため、適正管理を前提に、採算性が見込まれる一定規模以上のため池を候補地として、PPA等の活用を含めた水上ソーラーの導入可能性調査を進めていくこととしております。県といたしましては、関係者と連携、調整をしながら、土地改良区の運営基盤の強化につながるよう太陽光発電施設の普及促進を図ってまいります。

次に、松島湾の藻場造成についての御質問にお答えいたします。

岩礁性のアラメや砂泥域のアマモなどの藻場の保全是、海域に豊かな生態系を育み、水産資源の増大に寄与するほか、環境浄化やブルーカーボンとしての機能も有しており、重要な取組であると認識しております。我が県の沿岸域では、北中部を中心に岩礁性の藻場が衰退する磯焼けが発生しており、県では、宮城県藻場ビジョンに基づく漁場環境の整備や、ウニ除去などの藻場保全活動への支援を進めているところであります。一方、松島湾内では、震災によりアマモ等が大きく減少し、その回復が遅れていることから、藻場再生に向けた取組の強化が必要と考えております。このことから、県といたしましては、漁業者等の要望を踏まえ、松島湾の環境特性や海藻の種類に応じた藻場造成が図られるよう、地元関係者への活動支援なども含め、効果的な対策を検討してまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○議長（菊地恵一君） 総務部長志賀真幸君。

〔総務部長 志賀真幸君登壇〕

○総務部長（志賀真幸君） 大綱三点目、行政職員の人材育成とリフレッシュについての御質問のうち、リフレッシュ休暇についてのお尋ねにお答えいたします。

職員一人一人が職務に精励するためには、適度な休養を取り、心身の健康維持に努めていくことが重要であることから、これまでも夏季休暇や年次有給休暇の取得を促進するとともに、連続休暇が取得しやすい職場環境づくりを行ってきたところであります。リフレッシュ休暇は、職員が心身の活力を高め、職務への意欲喚起を図るため、満四十歳及び満五十歳に達する年度において、連続する三日以内で取得することができる特別休暇であり、特例として、新型コロナウイルス感染症対応業務等のため、やむを得ず当

該年度にリフレッシュ休暇を取得できない場合は、翌年度に取得することも可能としております。知事部局におけるリフレッシュ休暇の取得状況は、近年、六割から七割程度にとどまっていることから、更なる声かけなどを行い、全ての対象職員が取得できるように取り組んでまいります。また、現行制度における対象年齢や取得期間の見直し、長期連続休暇を促す運用などについては、定年年齢の引上げなどにも考慮するとともに、他の都道府県の状況なども踏まえ、検討してまいります。

次に、市町村や民間企業に対する取組の現状と、今後の方向性についての御質問にお答えいたします。

我が県では、働き方改革の推進や職務への意欲向上のため、様々な取組を行っており、リフレッシュ休暇制度もその一つであると考えております。県内では、リフレッシュ休暇を導入している市町村は五市と少ないことから、今後、研修会の場などを通じて、特別休暇制度や取組内容などについて説明し、市町村における制度検討につなげてまいりますと考えております。また、民間企業については、働き方改革関連法が改正されたことに伴い、少なくとも年五日は年次有給休暇を取得させることが使用者に義務づけられたことから、県では、宮城労働局で設置している宮城働き方改革推進支援センターと連携して、労働者が確実に取得できるよう県内企業に働きかけを行っているところです。今後、この取組を進めるとともに、それぞれの民間企業の実態に応じた休暇制度が導入されるよう、我が県の休暇制度についても様々な機会を捉えて周知してまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○議長（菊地恵一君） 経済商工観光部長千葉隆政君。

〔経済商工観光部長 千葉隆政君登壇〕

○経済商工観光部長（千葉隆政君） 大綱一点目、UPZ区域の防災対策強化についての御質問のうち、原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金の対象地域の拡大についてのお尋ねにお答えいたします。

県では、これまで、本補助金を活用し、対象市町に立地した企業の電気料金の負担軽減を通じて設備投資及び雇用の促進を図ってまいりました。現行制度においては、UPZ区域市町は補助金の交付対象地域外となっており、地域の産業振興や雇用創出を図

るためには、この区域も対象地域とすることが必要であると認識しております。このため、県では、原子力発電関係団体協議会を通じて、UPZ区域市町も補助金の対象地域に含めるよう国に対して要請しており、引き続き働きかけてまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○議長（菊地恵一君） 農政部長宮川耕一君。

〔農政部長 宮川耕一君登壇〕

○農政部長（宮川耕一君） 大綱二点目、環境激変に伴う農業と水産業の課題解決についての御質問のうち、高温障害と産地間競争に対応できる政策や品種開発についてのお尋ねにお答えいたします。

我が県では、主力品種であるひとめぼれのほか、ササニシキ、だて正夢、金のいぶきなど、食味や機能性に優れた多彩な品種を育成し、家庭向けのほか、中食、外食向けの業務用としても広く生産、出荷されております。一方で、気候変動による平均気温上昇など自然環境の変化に加え、食やライフスタイルの多様化など、社会経済状況の変化が急速に進んでいることから、こうした変化に的確に対応し得る品種を開発、生産し、しっかりと販売につなげていくことが重要であると認識しております。特に、米の主産県として、他県の銘柄米に対抗できる品質と食味を持ち、近年の高温障害に対応した品種の育成は喫緊の課題であることから、古川農業試験場では高温登熟性に優れた品種の育成に向け、みやぎ環境税を活用し、昨年度から研究に取り組んでいるところであります。県といたしましては、農家が希望を持って栽培に取り組めるよう、高温障害や産地間競争に対応できる品種開発を進め、活力ある水田農業の振興に取り組んでまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（菊地恵一君） 水産林政部長吉田信幸君。

〔水産林政部長 吉田信幸君登壇〕

○水産林政部長（吉田信幸君） 大綱二点目、環境激変に伴う農業と水産業の課題解決についての御質問のうち、松島湾における調査についてのお尋ねにお答えいたします。

震災以降、松島湾では度重なるカキのへい死の発生や、アマモ場の回復の遅れなどから、海洋環境の変化を懸念する漁業者の声があることは認識しております。県では、

松島湾リフレッシュ事業計画に基づき環境保全事業を実施し、その後も定期的に水質・底質調査等によるモニタリングを行うとともに、震災後、磯崎漁港の泊地しゅんせつを実施するなど、漁船の航行に必要な水深の確保に努めております。また、これまでの環境モニタリングでは、漁業生産に影響を及ぼすような数値は確認されておりませんが、地元漁業者の懸念を受け、県では今年度から、水質調査地点の拡大や漁業者と連携した漁場環境調査も実施しているところです。県といたしましては、引き続き、漁港内の航路の水深確保や漁場環境の正確な把握に努めるとともに、地元漁業者などの意見を聞きながら、より詳細な調査の実施など必要な対策を検討してまいります。

次に、漁業者への資金繰り支援についての御質問にお答えいたします。

近年、サンマや秋サケなどの不漁が続いているほか、カキについては松島湾内を中心として、へい死による生産への影響が懸念されているところです。加えて、燃油価格の高騰等により、本県漁業者の経営は非常に厳しい状況にあると認識しております。このため、県では、漁業経営継続に向けた運転資金としての漁業経営安定資金や、経営維持・再建資金としてのJFマリンバンクコロナ対策長期資金などにより、漁業者を支援しているところです。また、災害や事故などで漁業経営に大きな影響を及ぼす場合に備え、原則無利子の漁業経営サポート資金を用意し、漁業者の事業継続を支えることとしております。県といたしましては、引き続き、漁業者の状況も確認しながら宮城県漁業協同組合等と連携し、必要に応じてこれらの制度の拡充を検討するとともに、国の制度資金の柔軟な運用等について要望するなど、漁業者のなりわいの維持、安定に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（菊地恵一君） 二十二番高橋宗也君。

○二十二番（高橋宗也君） 御答弁ありがとうございます。何点か確認も含めて再質問させていただきます。

まず、UPZ関係ですけれども、知事から初めてに近い言葉で、UPZ区域内の自治体の課題について認識しており、今後も支援を継続していきたいと、財政措置も必要と考えているとの答弁がありました。そのお考えについて、どのような方針で臨んでいかれるのか、確認したいと思います。

○議長（菊地恵一君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 渥美巖市長からもそのようなお話をいただいておりますし、UPZ区域内の他の首長さんからもお話をいただいております。先ほど議員からの質問にもありましたとおり、東日本大震災を受けてUPZという新たな定義によって範囲が広がったということで、UPZ区域内となった自治体からすれば、新たな避難計画等の作成を義務づけられて、それに係る人件費等が生じているにもかかわらず、そういった財政面の手当てがないということで、全て一般財源でやらざるを得ないので負担となっているということでもあります。先ほど答弁いたしましたように、県も幾ばくかですが、資料の作成費など広報に活用できる補助金を創設しておりますけれども、なかなか人件費までとなるとかなりの金額になりますし、それを対象となる全ての自治体となれば、なおさらですので、そこより一歩前には出れていないということでもあります。これは、宮城県だけではなくて、全ての原発を抱えている県に共通することでもありますので、こういったようなものは国がしっかり財源措置をすると、その上で足りないものについては県のほうでお手伝いするという考え方でないと、全て県が負担するとなれば、かなり財政的に厳しくなりますので、こういったようなことは、政府に要望しつつUPZ区域内の首長といろいろ話をして、やれる範囲内のことは一生懸命取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（菊地恵一君） 二十二番高橋宗也君。

○二十二番（高橋宗也君） ひとまず安心したところではあるのですが、この場でちょっと確認したいことがあります。先月の十一月十日、島根県松江市にある中国電力の島根原発の再稼働に伴い、資源エネルギー庁から島根県に対し、実に従来の二倍の十億円、更に注目すべきことに、隣の鳥取県にも五億円の原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金が財源措置されることになったということでもあります。このたび、初めてこういった資源エネルギー庁からの追加方針が出たことに非常に注目しています。細かい点ではいろいろあるわけですが、条件的に制度を整えていかないと進まないことも事実であります、いろいろな意味で。バットを振らなければ当たりませんし、シュートを打たなければ入りません。資源エネルギー庁の方針が出たように、国は県に比べてドイツやスペインのように強いんでしようけれども、意見を聞く耳は持っていると思うん

です。本当にこれまで知事はシュートを打ってこられたのか、あるいはクロスボールを上げてこられたのかも含めて、今後どんなシュートを打っていかないと、国が変わっていかないと思うんです。先月こういった大きな条件的な措置がなされましたので、この件に関しての認識について伺います。

○議長（菊地恵一君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） しっかりとシュートを打っていききたいなど、クロスボールも上げていきたいというふうに思います。先ほど島根県の例がありましたけれども、再稼働に向けてということでもありますので、その後、宮城県にも続いていくと思います。当然、島根県に財源措置されて宮城県には措置されないわけがないので、そういったイメージを捉えてしっかり主張してまいりたいと思いますし、何といたしまして、原発立地県が力を合わせて物申していくことが非常に大きな声になりますから、そういった努力をしてまいりたいと思います。

○議長（菊地恵一君） 二十二番高橋宗也君。

○二十二番（高橋宗也君） ぜひ、シュートを打たれてゴールされるよう期待しておりますので、よろしく願います。

時間の関係で、先に水産の関係をお伺いしたいと思うのですが、先ほど水産林政部長からは、課題は認識しているので必要な対策を検討するというレベルの御答弁でありました。漁師さんたちは本当に死活問題なんです、特に湾内の奥では。まずは原因究明の調査をしつかりしないと、今年度産のカキですから、今年度中に調査しないと進まないと思うんです。来年度産には間に合わないおそれが多分にあります。しっかり補正も含めて予算化することが必要と思います。今日は予算の質疑ではありませんが、予備費の活用など予算措置も含めてしっかり対応していく必要があると思っておりますが、今後の方針についていかがでしょうか。

○議長（菊地恵一君） 水産林政部長吉田信幸君。

○水産林政部長（吉田信幸君） ただいまお話がございましたとおり、漁業関係者は大変御苦労されていることは認識しております。今年度は漁場環境調査ということで、水質調査あるいは底質調査の地点数を増やすなどして、現状の把握に努めているところでございます。また、漁業者と連携した漁場環境調査ということで、宮城県漁協の支所の



青年部の方々と一緒に、カキのへい死状況やその原因を究明するための調査を進めていくところでございます。ただ、全体的な原因の究明に当たっては、もう少し地点等も増やしながら大きく調査を行っていく必要もあると思いますので、その辺りをどのように進めていくか、漁業者の方々とも意見交換させていただきながら、現状をしっかりと調査した上で、より効果的な対応策を検討していきたいと考えております。

○議長（菊地恵一君） 二十二番高橋宗也君。

○二十二番（高橋宗也君） なんかすつきりしないんですが、検討するという事ではなくて、地球温暖化の最前線に居るのはある意味漁業者だと思いますし、特に深刻な状況にあるのも漁業者だと思います。御存じのように、この地域は若手漁業者が非常に多い地域なので、若手漁業者のやる気を育てていくようにしっかりと寄り添うことは当たり前の中で、前向きにしっかりとやるという御答弁をいただかないと、漁業者は本当に希望がなくなってしまうおそれすらあるので、ここはもう少し強い決意をお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（菊地恵一君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 当然、しっかりと取り組んでいこうと思っておりますが、昨日、この関係のレクをやりながらいろいろ部長の話聞いたところ、問題のある箇所がいろいろ動いているらしく、正直申し上げて今のところ全く原因が分からないということがありますので、まずはいろいろな研究をされている先生方の意見や他県の状況などを聴きながら、しっかりと原因究明していこうと思っております。決してやる気がないわけではなく、やる気はあるんですけれども、正直なところ、今はまだ暗闇の中にいるというような状況であるということも御理解いただきたいと思っております。

○議長（菊地恵一君） 二十二番高橋宗也君。

○二十二番（高橋宗也君） 知事から重ねての答弁がありました、しっかりとやっていくということなので、ぜひ前向きに、解決に至る調査を強くお願いしたいと思います。

リフレッシュ休暇について総務部長から御答弁がありました、心配しているのは、運用という発言がありました、運用だけだと例えばですが、企画部ではこう、総務部ではこうっていうようなおそれがあるので、三日間でリフレッシュにつながるのかどうかという根本的な疑問もあると思います。他県の例では、埼玉県は四日間の年休を加え

て一週間程度の休暇取得を十年目、二十年目、三十年目でそれぞれやられております。また、もっと多くやられている茨城県の例など、他県ではこの頃、休暇日数を相当増やしておられるようです。率先垂範に近い形で、本当の意味でのリフレッシュにつながる休暇制度にして、県の職員の方々が県外あるいは県内でも居住地ではないところで、しっかりとリフレッシュできる制度が必要だと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（菊地恵一君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 職員にリフレッシュさせることは非常に重要なことだと思っております。最近のストレス調査でも職員のストレスが非常に高まっているという結果が出ておりますので、そこは私としても反省しなければならぬ点だと思っております。制度をつくるのはそんなに難しいことではないのですが、問題は年休すら全部取得できていないんです。年休を全部取得した上で、更に足りないからって言うならいいんですけれども、年休を取得していないのに新たな特別休暇を与えるような制度をどんどんつくっていても、なかなか取りづらいということになりますので、変なお願いかもありませんが、年休を全て消化できるように職員にしっかりと休んでくださいとお願いをする、その上で足りない分をリフレッシュ休暇等で補っていくということをしつかり考えていきたいと思っております。

○議長（菊地恵一君） 二十二番高橋宗也君。

○二十二番（高橋宗也君） お話としてはよく分かる部分もあるのですが、孫休暇を含めて特別休暇だと取りやすいという部分もあると思うんです。年休だとどうしても上司の方に遠慮する場合もあつたりしますので、そこはリフレッシュ休暇のルールとして、特別休暇三日に年休四日を足していいですよと、知事からおっしゃっていただくと取得も進むと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（菊地恵一君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） リフレッシュ休暇三日に年休四日を足して一週間にしていると、それは当然言えると思いますが、何より重要なのは、職員が本当に気持ちよく仕事をして、健康でしっかりと仕事をこなしていただくことですので、そこに力を置いて、職員組合等の意見もしっかり聴きながら対応してまいりたいと思います。やはり一番よく分かっているのは職員組合の皆さんだと思いますので、その意見を聴きながらしっかりと

対応してまいりたいと思います。